

社員から受け入れた会費の明細表 第1表付表2（相対値基準用）

法人名	特定非営利活動法人河川から環境を考える〇〇会	実績判定期間	令和3年4月1日～令和5年3月31日
-----	------------------------	--------	--------------------

1 社員の会費に関する基準

社員の会費の額を分子に算入する場合は、実績判定期間において、次のイとロの基準を満たす必要があります。

基 準	基準を満たしている旨を証する書類の名称とその内容等	判 定
イ 社員の会費の額が合理的な基準により定められている	定款附則6において、正会員の年会費を個人・団体5,000円と規定。 具体的な書類名・金額・人数等を記載してください。	はい・いいえ
ロ 社員（役員等を除く。）の数が20人以上である	社員名簿に40名登録（うち役員9名、役員親族3名） （令和5年3月31日現在）	はい・いいえ

※ イとロの基準を満たしている場合は、「2 社員の会費の額の受入寄附金算入限度額の計算」を行ってください。

社員の会費をPSTに算入しない場合、以下の欄は全て空欄としてください。

2 社員の会費の額の受入寄附金算入限度額の計算

社員の会費の額の合計額	①	200,000円
共益的活動の割合（第2表③欄）	②	3.10%
①から控除する金額（①×②）	③	6,200円
差引金額（①－③）	④	193,800円

実績判定期間中に受け入れた会費の合計額を記載します（入会金・未収会費等は含めません）。

第2表③欄より転記します。



第1表（相対値基準・原則用）⑦欄又は、第1表（相対値基準・小規模法人用）⑧欄へ

（注意事項）

- ・ 社員の会費に関する基準について確認するため、会則等や社員名簿の提示を求める場合があります。